

## ～その後の法律事務所 絆～

弁護士 田中 勇輝

2022年3月29日に父が亡くなり、早いものでまもなく三回忌を迎えます。まずは、無事に2024年を迎えられたことに安堵するとともに、皆様の平素のご厚情に感謝を申し上げます。

父は亡くなる1か月前から仕事ができなくなり、そこから突然の引継ぎでしたので、亡くなってからの半年ほどはバタバタで、やってもやっても仕事が終わらないという状況でした。父が1年、2年かけて担当していた事件の記録を読み、頭に入れるというのが、これがなかなかどうして大変な作業なのです。何とかそれも一段落し、2023年は、さて、田中勇輝一人でやっていけるかどうかという心配をしておりましたが、新たなご依頼や、これまでの私自身の依頼者の方からのご紹介、父の依頼者であった方からのご紹介で、何とか年を越すことができました。ありがたい限りです。

父が残した案件も、親子であることが幸いしたのかどうか、どなたも快く引継ぎをご承諾いただき、現在も続いている数件を残して大半を解決できました。父が尋問の日程まで決めてしまってから引継ぎを受けたものもありましたが、そのまま尋問を行ったものもあれば、物理的に間に合わないものについては、依頼者の方にもお願いし、延期をしていただきました。尋問にしろ、普段の裁判期日にしろ、当たり前といえば当たり前ですが、裁判所というのは非情なもので、期日変更をするには父の診断書が必要と言われました。コロナ禍では、裁判所も閉まり、裁判官が自宅待機で期日延期なども頻繁にあったのに、弁護士が死ぬ間際でも簡単に延期はしてくれないのかなどとブツブツ恨み言を言いながら粛々と対応しておりました。

また、2018年10月から2022年の9月まで、神戸家庭裁判所で、調停官として、週1回勤務しておりましたが、無事期間を満了しました。

調停官というのは、非常勤で弁護士が裁判官を行うという制度で、裁判官と同じ立場で調停委員さんと評議をしたり、調停に立ち会ったりをしています。離婚の裁判をすることはないので、判決を書いたりすることはありませんが、調停の末、調停に代わる審判という簡易な審判書を書いたりしています。調停にまつわる裁判官の仕事をする権限があるということなので、調停官と呼ばれています。調停も、離婚、婚姻費用、認知、遺産分割、遺留分など多岐に亘る

事件を扱います。2年が一回の任期で、最長4年までできますので、2022年の9月までしていたということになります。

日頃は、弁護士としては、一方の当事者の代理人として、調停に臨むわけですが、それを中立の立場から双方の言い分を聞き、調整を行っていくということをして4年間行うことができたのは、非常に有意義な経験でした。また、裁判官、書記官、調停委員さんという裁判所内の方々とお仕事を共にできたということも大きなプラスになりました。裁判官や調停委員がどういう思考で調停に臨むか、書記官の仕事がどういうものを理解できたことがその後の弁護士の仕事にも活きていると思います。週1回弁護士としての仕事ができなくなるというのは、物理的に相当に辛いことでしたが、それを大きく上回る得難い経験ができたと思っています。

父が亡くなった後のバタバタは落ち着いても、やはり一人で事務所を運営していくというのはそれなりに大変で、良くも悪くも今は忙しくさせてもらっています。父がいた頃に比べると大体1.5～2倍くらいの事件数といった感じでしょうか。扱う事件の内容自体は、父がいた頃とさほど変わりませんが、最近では、離婚に加えて相続分野が多くなり、また、裁判所から不在者財産管理人という珍しい事件のご依頼を頂いたり、興味深く取り組ませていただいております。

父も48年弁護士をしていますが、目の前の事件に悩み、二人でよく相談をしておりました。私自身、現時点で弁護士12年目となりましたが、あと何十年も悩みは尽きず仕事ができると思うと、嬉しくも悩ましくもありますが、本年も昨年にも増して日々精進して参りたいと思います。何卒本年もご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。

